

徳島県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から同年八月十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社P I K O	板野郡松茂町笹木野字八北開拓一―一六三	石部 高史
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木―一四八番地の一	森 竜馬

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店B敷地

所在地 板野郡北島町江尻字川中須二四番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一、〇〇六平方メートル

変更後 一、三四六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(二) 変更前

位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五九台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

六七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

三九平方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

五七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

一五立方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

一二・一二立方メートル

(五) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前

小売業者名

開店時刻

閉店時刻

株式会社PIKO

午前九時

午後十時

変更後

小売業者名

開店時刻

閉店時刻

株式会社PIKO

午前九時

午後十時

株式会社ドラッグストアモリ

午前零時

午後十二時

(六) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 荷さばき施設B一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設B二 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

令和六年十二月三日

二 届出年月日

令和六年四月二日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和六年四月十九日から同年八月十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。